

福島市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 65 号

福島市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

福島市職員の給与の支給に関する規則（昭和38年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の9第2項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

別表第8中「310,000円」を「310,800円」に、「306,700円」を「307,500円」に、「303,400円」を「304,200円」に、「300,100円」を「300,900円」に、「296,800円」を「297,600円」に、「293,500円」を「294,300円」に、「281,500円」を「283,300円」に、「268,000円」を「271,300円」に、「254,500円」を「258,800円」に、「241,000円」を「246,300円」に、「227,500円」を「233,800円」に、「210,500円」を「218,300円」に、「193,500円」を「202,800円」に、「176,500円」を「187,300円」に、「159,500円」を「171,800円」に、「142,000円」を「155,300円」に、「124,500円」を「138,800円」に、「107,000円」を「122,300円」に、「87,000円」を「104,300円」に、「67,000円」を「86,300円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島市職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第8条の9第2項の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規則別表第8の規定は、令和7年4月1日から適用する。
（給与の内扱）
- 4 改正後の規則別表第8の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の福島市職員の給与の支給に関する規則の規定に基づいて支給

された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。